

## 新たに設置された附属機関等に係る協議結果（一覧）

～会議の公開・市民公募委員の選任について～

①京都市洛西ふれあいの里の民間移管に係る契約候補事業者選定委員会（第1回会議：令和4年5月）保健福祉局 障害保健福祉推進室		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募しない
<目的> 本市の指定管理施設である、障害者施設の洛西ふれあいの里について、土地及び建物について売却により民間移管を行う予定である。 当該地での障害福祉サービス事業の継続を前提としているため、プロポーザル方式による売却を予定しており、価格だけでなく、民間移管後のサービスの質や、事業者の資金面など適切に障害福祉サービスを継続できるか審議を行うもの	法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うことから、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れなどがあるため。  <市民協働推進担当の意見> 会議が一部非公開であるが、非公開部分では、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例」第7条第2号及び第5号に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「特定の企業、団体等に関する審査を行うもので、高度の専門性を要するもの」とあるため、公募委員を選任することは困難であると認める。	洛西ふれあいの里については、障害福祉サービス事業の継続を条件に売却予定であり、審査に当たっては社会福祉法人のこれまでの障害福祉サービス事業の運営実績や、これからの事業計画について審査を行うものであり、高度の専門性を要するものであるため、市民公募委員の選任は難しい。
②京都市バスの路線・ダイヤの在り方に関する検討委員会（第1回会議：令和4年6月）交通局 自動車部 運輸課		
附属機関	<会議の公開> 公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：2名）
<目的> 自動車運送事業における市バスの路線及び運行計画に係る基本計画に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するもの	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	
③京都市国際交流会館指定管理者選定委員会（第1回会議：令和4年6月）総合企画局 国際交流・共生推進室		
附属機関	<会議の公開> 公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的> 京都市国際交流会館の第5期指定管理者の募集要項・選定基準に係る事項及び事業者の選定に係る事項を審議するもの	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	

④京都市大学のまち交流センター指定管理者選定委員会（第1回会議：令和4年6月）総合企画局 総合政策室 大学政策担当		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的>  京都市大学のまち交流センターの指定管理者の選定を行うに当たり、必要な事項を審議するもの	法人等の事業活動に関する情報に該当するため。	
	<市民協働推進担当の意見> 会議が一部非公開であるが、非公開部分では、法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号及び第5号」に当てはまる。 委員公募については問題なし。	
⑤京都市京北森林公園の土地等の活用事業者選定委員会（第1回会議：令和4年6月）産業観光局 農林振興室 林業振興課		
附属機関	<会議の公開> 非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的>  京都市京北森林公園については、行財政改革計画において、民間事業者等との連携により活性化を推進していく方針を掲げている。同計画に基づき、公の施設としては令和4年度をもって廃止するが、令和5年度以降、同公園の土地等を活用して林業振興、地域活性化に資する事業を行う民間事業者等の選定を行うにあたり、公平・公正な審査及び採算性、実現性等に係る専門的見地からの確に審議を行うもの	法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に該当するため。	
	<市民協働推進担当の意見> 会議が非公開とされているが、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例」第7条第2号及び第5号に当てはまる。 委員公募については問題なし。	
⑥京都市宇多野ユースホステル指定管理者選定委員会（第1回会議：令和4年6月）産業観光局 観光MICE推進室		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的>  京都市宇多野ユースホステルの指定管理者の選定等を行うに当たり、必要な事項を審議するもの	法人等の事業活動に関する情報に該当するため。	
	<市民協働推進担当の意見> 会議が一部非公開であるが、非公開部分では法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号」に当てはまる。 委員公募については問題なし。	

⑦京都市農林振興施設指定管理者選定委員会（第1回会議：令和4年7月）産業観光局 農林振興室 農林企画課

附属機関	<会議の公開> 非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>産業観光局農林振興室農林企画課が所管する公の施設の指定管理者の選定等を行うに当たり、公平・公正な審査及び採算性、実現性等に係る専門的見地からの的確に審議するもの</p>	<p>法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に該当するため。</p>	
	<p>&lt;市民協働推進担当の意見&gt;</p> <p>会議が非公開とされているが、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例」第7条第2号及び第5号に当てはまる。 委員公募については問題なし。</p>	